

2015年8月7日

北海道エネルギー開発株式会社

代表取締役 藤井 宏明 様

一般社団法人 北海道自然保護協会 会長 在田 一則
(札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5)



道北日本海側エリアにおける風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書 に対する意見

標記風力発電事業の計画段階環境影響配慮書は、自然環境と生活環境の保全上、極めて重大な問題点が多く認められます。以下に、私たちの意見を述べ、貴社の真摯な対応を要請します。

意見1. 住民意見の聴取方法に関する問題

この配慮書は、インターネットで縦覧されているが、ダウンロードして閲覧・印刷することができない。この状況は、近年の風力発電事業計画に共通し、一般からの意見を求める際に国民が読みにくい問題のある方法となっている。環境影響評価の手続きとして、配慮書、方法書および準備書の段階において国民誰もが「一般の立場から環境保全上の意見を言うことができる制度」になっているにもかかわらず、環境影響評価書が極めて読みにくい現状にある。この状況は、貴社に限らない風力発電事業者の著作権主張を根拠としているが、一般意見を聴取する方法として非常に大きな問題点であるので、貴社にはこの改善を強く求める。

他方、この配慮書は、平成27年7月8日（水）から同年8月7日（金）まで1ヶ月間を縦覧期間としているが、一般からの意見書の受付もまた、上記と同様に平成27年7月8日（水）から同年8月7日（金）まで（当日消印有効）としている。この状況は、縦覧後に意見をまとめる時間を無視しており、実質的には縦覧期間の短縮を意味する。ちなみに、この数年間の他社による風力発電事業に関する環境影響評価手続きにおいては、一般からの意見を聴取する際、縦覧期間の後に意見提出締め切りまで2週間ほどの時間が用意されていた。したがって、貴社による上記問題点は、環境影響評価法の趣旨に基づいて一般の環境保全上からの意見を聴取する方法として、貴社だけが行う、重大な欠陥を持った方法であると言わざるをえない。貴社は、次の方法書段階から、この問題点を必ず改善すべきである。

意見2. 日本最大級規模の風力発電計画であることを明記すべきであり、累積的影響についても明確な調査、予測および評価が必要である

事業内容は、以下の通りである。道北日本海側の7町村（天塩町・遠別町・初山別村・羽幌町・苫前町・小平町・増毛町）にまたがって、風力発電所総出力が最大60万kW（本計画段階における想定連系可能量であり、今後変更もありうる。）、風力発電機の総基数が

約 200 基、1 事業あたりの平均として風力発電所出力が最大 6 万 kW、風力発電機の基数が約 20 基と記されている（配慮書 2.2-1 頁）。他方、風力発電機については出力：3,000kW 級、ブレード枚数：3 枚、ローター径：約 113m、ハブ高：約 85m、ブレード最高点：約 142m、ブレード最低点：約 28m と記されている（同 2.2-9 頁）。

以上の配慮書記述内容に 10 事業からなると明記されていないが、この環境配慮書は、7 町村にわたる 10 力所の風力発電所（10 力所の個別事業）計画を包含していると判断され、その点で記述が不適切である。とくに、出力 3,000kW 級の風力発電機は、道内において既存の風車に比べて最大級規模となり、それが約 20 基も並ぶ風力発電所も最大級規模、さらにそれらの事業が道北日本海側に 10 力所に及び、一大風力発電基地、日本最大級の風力発電所群を建設することになる。そのため、以上の事業計画に関する環境影響評価の手続きは、1 事業ごとに個別に、とりわけ慎重に進めるべきである。

また、環境アセスメントにおける計画段階配慮書では複数案の検討が求められるが、配慮書では上記の 10 事業のいずれかを選ぶのか、あるいは 10 事業すべてを進めようとしているのか、明記されていない。さらに、配慮書に示された道北日本海側の風力発電計画に関する環境影響評価において重視されなければならない観点の一つは、配慮書の記載内容から 10 事業に分けられると推定される複数の風力発電所に挟まれた地域、あるいは今回の発電所と既存の発電所に挟まれた地域において、意見 3 以降に述べる生活環境上（健康被害の回避のため）または自然環境保全上懸念される累積的影響を明確に調査、予測、評価することである。この計画段階配慮書は、詳細な計画を示していないが、上記の累積的影響は極めて重要であるので、それらについてどのように対応するか、この段階から明言する必要がある。詳細な計画がないとする配慮書段階であっても、重大な影響を及ぼす累積的影響を無視することは許されない。

意見 3. 騒音、低周波音（超低周波音を含む）の影響と住民の健康被害回避について

（1）健康被害に関する事業実施想定区域検討における「除外対象」について

配慮書において、環境配慮対象について「除外対象」と「総合的配慮対象」が区分され、前者の「除外対象」には、法令規制がある「自然公園」「鳥獣保護区」「自治体ガイドライン」「ラムサール条約湿地」「環境緑地保護地区」「海岸保全区域」などととも、生活環境保全上留意が必要な「学校、病院、福祉施設等、生活環境の保全上配慮すべき施設」「住宅等集合地域、居住宅」などが含まれている。そして、上記については、第 1 段階事業実施候補区域から除外したと記されている（配慮書 2.2-11～2.2-14 頁）。

しかしながら、配慮書 2.2-17～2.2-28 頁では、「法令等の制約、環境保全上留意が必要な施設等の状況」としての自然公園など法令に基づく保護地域のほか、「住宅等集合地域及び居住宅範囲 0.5km 圏内」「学校・病院・福祉施設周囲 0.5km 圏内」が図示されている。

上記の図示において、説明なしに 0.5km 圏内を事業実施候補区域から除外した意味は、「住宅等集合地域及び居住宅、ならびに学校・病院・福祉施設に対する風力発電の悪影響は、風力発電機から 0.5km の距離範囲に限られる」と見なしたと判断できる。したがって、0.5km を超える範囲は、「除外対象」ではなく「総合的配慮対象」の範囲とされたことを意味し、低周波音などの悪影響が「悪影響が生じたなら対応する」程度に軽視されている。

ちなみに、国内において、風力発電機（以下、風車と記す）から発生する低周波音・超

低周波音の影響・健康被害は、環境省の調査によると定格出力 750～1,500kW 規模の風車において少なくとも 2km の範囲まで及んでいる。さらに、風車からの安全距離として平地で少なくとも 2.4km、山間部で 3.2km 離すべきとの提案（武田恵世 2011「風力発電の不都合な真実」）は重要である。これらを踏まえ、また国内でほとんど未経験の 3,000kW 級の大型風車が多数建設される場合を想定すると、さらに遠方の数 km まで風車の悪影響が及ぶ事態が危惧される。

以上の事例では、既存の中規模の風車であっても少なくとも 2km まで低周波音などによる健康被害が知られている。したがって、生活環境保全上の配慮から計画段階での「除外対象」とする範囲は過去の中規模風車の場合に少なくとも 2km 圏内、今回のような大規模な風車の場合は数 km 圏内としなければならない。それにもかかわらず、0.5km 圏内だけを除外した点は生活環境の保全上極めて大きな問題となる。

ところが、配慮書では、風車から影響が及ぶ範囲を 0.5km に設定した科学的・論理的な根拠は示されていない。近年道北地方で計画されている多数の環境影響評価書では、「学校、病院、福祉施設等、生活環境の保全上配慮すべき施設」に関しては 0.5km ではなく 1km または 2km 離され、他方で 2km 未満に多い「住宅等集合地域、居住宅」について私たちは問題視している。しかし、本計画の配慮書ほど短距離の区間を除外とした計画は、私たちには初めての経験である。したがって、0.5km で足りるとした科学的根拠は、明白に示されなければならない。

他方、風車の影（シャドーフリッカー・ストロボ効果）については、低周波音以上に長距離に悪影響が及ぶ国内外の事例が知られている。これに対して、配慮書では、風車の影が及ぼす影響範囲をローター直径の 10 倍とするのが適切とする一つの海外文献に基づいて、113m の 10 倍、1.13km まで影響することを述べ（配慮書 4.3-23 頁）、同時に風車の影の影響する範囲は事業実施候補区域のほとんどに及ぶことが図示されている（同 4.3-24～4.3-29 頁）。

ところが、4.3-23 頁の予測結果において、前後の脈絡なしに「事業実施区域から配慮が特に必要な施設等までの最短距離は 0.5km である。」と記した上で、「風車の影の影響範囲（1.13km 圏内）に存在する施設は、学校 29 カ所、保育所 6 カ所、医療機関 26 カ所、福祉施設 25 カ所、住宅等集合地域 49 地区、集合地域外の居住宅が 655 戸である。」と記し、その詳細が 4.3-30～4.3-31 頁に表示されている。

以上の論理構成では、風車の影が 1.13km まで影響するが、配慮が特に必要な範囲は 0.5km であるのでその範囲だけ「除外」し、それ以上の距離に及ぶ風車の影については、「総合的配慮対象」として、方法書以降の手続きにおいて留意すると記している（4.3-32 頁）。上記論理には、大きな矛盾がある。配慮書における低周波音などと風車の影に関する記載事項を合わせただけでも、環境保全上留意が必要な施設等において健康被害を回避するためには少なくとも「0.5km 圏内」ではなく「1.13km 圏内」を「除外対象」にしなければならない。さらに、国内外の風車の影による健康被害例の実際を考えると最低限「2km 圏内」を、風力発電の大規模化を考えると「数 km 圏内」を計画段階における風力発電事業実施候補区域の除外対象にすべきである。

以上を総合的に判断すると、この事業計画に関する環境配慮書に基づく限り、多数の健康被害者を新たに生み出す危険性が高いと言わざるをえない。

(2) 健康被害に係わる記載において、科学的・論理的な根拠が明記されていない欠陥

騒音・超低周波音の影響に関する調査、予測及び評価の結果として、事業実施想定区域から配慮が特に必要な施設、住宅等集合地域及び居住宅から 500m の領域を除外したため事業実施想定区域にはそれらが存在しないことを強調している。その上で、調査結果として、配慮が特に必要な施設として学校 32 カ所、保育所及び認定こども園 8 カ所、医療機関 31 カ所及び福祉施設 26 カ所、そして住宅等集合地域及び居住宅が事業実施想定区域の周囲に分布すると記されている(4.3-1 頁)。

また、影響予測結果として、事業実施想定区域から 2km の範囲において 500m 間隔での施設数、住宅等集合地域の地区数および居住宅数が数えられている(4.3-5～4.3-8 頁)。それらの数は、次に示す通りであるが、0.5～1km の範囲に多く、2km の範囲まで及んでいる。すなわち、0.5～1km：学校 25 カ所、保育所 5 カ所、医療機関 20 カ所、福祉施設 21 カ所、住宅等集合地域 49 地区、居住宅 641 戸；1～1.5km：学校 5 カ所、保育所 1 カ所、医療機関 10 カ所、福祉施設 4 カ所、住宅等集合地域 9 地区、居住宅 48 戸；1.5～2km：学校 1 カ所、保育所 1 カ所、住宅等集合地域 5 地区、居住宅 33 戸。

以上の予測結果において注目すべき点、危惧しなければならない点は、この計画に関わる 7 町村のすべてにおいて、事業実施想定区域からの距離が 0.5km～1.0km の範囲に「特に配慮すべき施設や住宅等集合地域、及び居住宅」が集中しており、住民の圧倒的多数がこの範囲に生活していることである。したがって、騒音・超低周波音の影響が及ぶ範囲として少なくとも 2km が挙げられなければならない。まず、なぜ 0.5km の範囲だけを除外対象としたのか、科学的根拠に基づいた説明が必要である。また、2km を超えた範囲にこれら配慮が必要な施設や居住宅がどれだけあるのか配慮書では不明である。大規模な風車群を考慮すると、さらに 2～2.5km、2.5～3km、3～3.5km、3.5～4km、4～4.5km、4.5～5km、5km 以上の距離範囲ごとに施設と住宅の数を明記すべきである。

さらに、評価結果として、留萌市と幌延町の一部地区を含む 9 市町村の 0.5km～2.0km の範囲での集計では事業実施想定区域から 2km の範囲において学校 31 カ所、保育所 7 カ所、医療機関 30 カ所及び福祉施設 25 カ所、そして住宅等集合地域 50 地区、居住宅 722 戸があると記されている。しかし、配慮書では、方法書以降の手続きにおいて「留意」により重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価している(4.3-15 頁)。そこでは「…施設等からの距離に留意して風力発電施設の配置及び機種等を検討する」ことによって、「今後の現況調査において、超低周波音を含めた音環境を把握し、風力発電機の選定状況に応じたパワーレベルを設定した上で予測を行うとともに、騒音及び超低周波音の影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討する」と記している。

上記の内容は、何ら保証されない字句だけが書かれており、影響の回避や低減の根拠にはなり得ない。事業者は、生活環境・健康被害に関して配慮書段階では何ら対策を講じないまま、その対策を「方法書以降の手続き」に丸投げしたに過ぎない。この状況は、環境省による「計画段階配慮手続に係るガイド(平成 25 年)」に見られる「計画熟度が低い」配慮書の段階では当然と考えているように思われるが、実際に生じている健康被害例を踏まえない点で、事業者のモラルの低さが大きな問題となる。

健康被害に関する風車の影についても、前項で触れたように、調査と予測の結果が示さ

れている(4.3-22~4.3-31 頁)。その評価結果では、「風車の影の影響範囲に存在する施設は、学校 29 カ所、保育所 6 カ所、医療機関 26 カ所、福祉施設 25 カ所、住宅等集合地域 49 地区、集合地域外の居住宅が 655 戸である。」と記した上で、何ら保証のない留意事項によって重大な影響の回避または低減できる可能性が高いと評価している。

しかし、最大の問題点は、人々の生活環境として健康被害が生じない事前の計画が検討されていないことであり、道内他地域の既存風車または計画中の風車に関する状況と比較すると、この配慮書に示された内容からは、前項に繰り返して述べるが、この事業計画において、多数の健康被害者を生み出す危険性が高いと言わざるをえない。

(3) 「計画段階配慮書」で十分に実行可能な「重大な影響の回避又は低減」対策

近年の北海道における風力発電事業計画に関する他の事業者による各段階での「アセス図書」や関連資料から得た知見や音環境の現況測定調査のデータなどの科学的根拠に基づき、「道北日本海側エリアにおける風力発電事業計画」に対して、以下の提言を行う。

提言項目は、事業想定区域を設定するにあたって、「住居等集合地域及び居住宅周囲」と「学校・病院・福祉施設周囲」について除外対象とする圏内を 0.5km から 4.0km に拡張・変更することである。具体的には、配慮書段階の図示において、事業実施想定区域を示す境界ラインをさらに内側にむかって 3.5km 延長し、事業想定区域を絞り込むことである。除外対象を「4.0km 圏内に絞り込むべき」とする科学的根拠は、以下の 3 点にまとめられる。

科学的根拠 1：意見 3 の(1)で既述したように、国内における中規模の風車による騒音、低周波音からの影響によって深刻な健康被害例が生じた重大な事実がある。

科学的根拠 2：配慮書の「0.5km 圏内」の選定根拠が「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第 2 版・改定 2006 年 2 月、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、以下 NEDO マニュアル)」に基づくものであるならば、以下に述べる観点に基づき“G 特性評価法”の妥当性が科学的根拠を持たないので、「0.5km 圏内」は決して認められない。

これまで風力発電事業者に利用されてきた「NEDO マニュアル」には、調査地域について「…低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域(一般的には、対象事業実施区域及びその周辺、半径 500m 前後の範囲内)とする(NEDO マニュアル 35 頁)」の記述がある。その解説(同 36 頁)には、「近年の主流機であるアップウインド型 2 MW 級風力発電機の低周波音は、風下側 200m で 65dB(風速 12m/s)とされる。……これから推定される 500m での低周波音は 56 dB 程度であり、後述する ISO-7196 に記載される感覚閾値(100 dB)を十分に下回るレベルである。…」と記されている。

ここでの 56 dB は、いわゆる「G 特性音圧レベル」を指すが、G 特性音圧レベル評価法は、以下の理由から、健康被害発症の有無を判定する基準にはなりえない。

理由の第一は、以下の通りである。ISO 7196(1995 年)で提案された G 特性補正の適用対象は、20Hz 以下の超低周波音領域であり、周波数毎の補正値は Yeowart ほか(1967,1974)の聴感閾値曲線に基づいている。この曲線による補正の特徴は、閾値曲線上の“10 Hz・100dB”を感度の基準(0 dB)として、同じ大きさに感じる(等感の)補正値を周波数ごとに決めるが、1 Hz に近づくにつれて極端に小さく見積もられる特徴がある。例え

ば1 Hzでは実測値が42 dBも低く見積もられてしまう。ここでの問題点は、Yeowart ほかの閾値曲線を決定する上で測定データが極めて不足しているため、測定方法・条件に大きな疑問が生じることである。Yeowart 以降、5 Hz 前後から1 Hz に向かう領域の詳細な実験データは提出されていない。それは、その実験が人体実験としての危険性が予測されるから当然と言えば当然である。この問題点に関して、「もし健康被害の判断指標として応用する場合は、まず本指標と健康被害を示す具体的データとの整合性を示し、一般及び専門家レフリーによる査読を受けた後に、公から公表するべきで、この手順を踏まない評価指標で、特に人間の健康にかかわる判定に適用することは避けるべきである」という重要な指摘がある（岡田健「環境管理」2013年5月号）。

理由の第二として、Yeowart の聴感閾値曲線を下回る（すなわち G 特性音圧レベルが100 dB 以下）超低周波音領域での風車被害地での測定データは、深刻な健康被害がある状況下でも「聞こえない音によって生理的影響、健康被害は生じない」と退けられ、被害者は単なる“苦情者”として切り捨てられている国内の実態がある。低周波音などによる健康被害問題は、音環境という物理的特性の把握と健康被害という生物的反応の間の関係性が把握されなければならないにもかかわらず、物理的特性の把握だけを重視して生物的反応を無視・軽視するところに、現実の被害者を切り捨てるところに、大きな問題として継続している。

理由の第三として、日本弁護士連合会（2013年12月20日）による「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」がある。この意見書は、わが国の低周波音・超低周波音による健康被害の実態を詳細に調査した結果をまとめ、これまでの環境省の姿勢・方策について、一連の行政文書を分析して厳しく批判している。特に最近の低周波音問題としてエコキュートと風力発電などが前面に出され、「今後国がとるべき対応」として重要かつ厳しい6項目の提言がなされている。以下に、この配慮書に関連して重要と考える項目の全文を引用する。『（4）感覚閾値論の見直しと「手引書」・参照値の撤回：国は、調査結果に基づいて、「100 ヘルツ以下の音は聞こえにくい、10 ヘルツ以下の音は聞こえないからいずれも生理的な影響は考えられない」という「感覚閾値論」や、それを前提として低周波音の音圧を実際より低く評価した G 特性、とりわけ低周波音被害に関する部分を見直し、感覚閾値論に立つ現行の「手引書」と参照値を直ちに撤回すべきである（意見書20頁）』。

科学的根拠3：貴社がこの「配慮書」作成を委託した事業者は、最近「（仮称）石狩コミュニティウインドファーム事業準備書」を作成しており、同「準備書」の321～328頁に掲載された、8調査地点の現況値と風車からの予測値との比較を示した1/3オクターブバンド目盛のグラフは、この配慮書での検討において非常に重要である。石狩における現況値と風車からの予測値との対応、これによる稼働後の現況音環境の変化の状況は、以下の通りであるが、本事業においても重要な検討資料となりうる。

上記準備書の321～328頁によると、超低周波音領域に入るにつれて、一部地域を除き現況値は30～35 dB に近づいている。ただし、風雑音の入らない現況値は L_{95min} （緑ライン）である。これらと対応する風力発電機からの音圧レベル（赤ライン）は、風車音源からの距離減衰が異なっているが、共通点は双方のラインの開きが一地点（生振）を除き15～20 dB 以上あり、明らかに超低周波音領域では稼働後の音圧レベルが風力発電機からの音

圧レベル（赤ライン）と重なり、現況音環境は風車群によって激変することを示している。距離減衰によるラインの幅に違いが認められるが、約 4 km離れた調査地点④（樽川三条）を見ても現況音環境の激変は変わらない。5km、または 6km 離れた地点で調査した場合でも、上記の激変にそれほど著しい変化はないと予測される。

この配慮書で示された風力発電所計画地域は、概ね静穏な環境（超低周波音領域 30～35 dB）にある。貴社の計画通り、もしも 3000kw 級の風車群が設置された場合はその規模の大きさにより、さらに遠方まで現況音環境の激変が及ぶ可能性がある。ここに、事業想定区域を施設・住宅などから 4 km引き離し、その区域を絞り込むことによって、計画当初段階において「健康への影響を回避するための提言」の具体的かつ科学的根拠がある。当然のことながら、この距離間隔だけですべての安全が保証されるわけではない。地形条件等も含めた慎重な検討が当然必要であり、別途、生態系や生物多様性を保全する立場からの制約もある。

以上のことから、(1)事業実施想定区域の面積を縮小した図を作成し、事業計画自体を再検討すべきである。また、(2)低周波音・超低周波音による健康被害を一切問題にしないままに「本事業は風力発電機の設置を前提としておりゼロ・オプションの検討は現実的でない（配慮書 2.2-39 頁）」と断定することは、国内における健康被害の実際を無視した極めて傲慢不遜な態度であり、決して許されることではない。生活環境を守る観点と以下に述べる自然環境を保全する観点を考えると、貴社は「ゼロ・オプションの検討が非現実的である」と主張する根拠を明確に示さなければならない。

意見 4. 生物多様性・自然生態系に対する影響について

（1）風力発電機による生物多様性・自然生態系に関する事業実施想定区域検討における「除外対象」について

配慮書において、環境配慮対象において「除外対象」と「総合的配慮対象」が区分され、前者の「除外対象」には、法令などの規制による「自然公園」「鳥獣保護区」「自治体ガイドライン」「ラムサール条約湿地」「環境緑地保護地区」「海岸保全区域」などの保護地域とともに、生活環境保全上留意が必要な「学校、病院、福祉施設等、生活環境の保全上配慮すべき施設」「住宅等集合地域、居住宅」が含まれている。以上については、第 1 段階事業実施候補区域から除外したと記されている（配慮書 2.2-11～2.2-14 頁）。

上記の「除外対象」は、自然保護地域に関しては法の及ぶ範囲だけを対象としているが、大きな問題は、事業実施想定区域の最北部分が利尻礼文サロベツ国立公園かつラムサール湿地（ラムサール条約登録湿地）であるサロベツ原野や、ラムサール潜在候補地（ラムサール条約登録湿地になりうる候補地）である天塩川中下流域に隣接していることである（2.2-18 頁）。オジロワシを含む多数の希少鳥類が生息地や繁殖地として、また渡りの中継地として使用するサロベツ原野や天塩川中下流域に関して、そこに隣接して設置される風車群は鳥類に大きな影響を及ぼす可能性が高い。同様に、事業実施想定区域の最南部分が暑寒別天売焼尻国定公園に隣接することも大きな問題である（2.2-27～2.2-28 頁）。

これら自然公園など自然保護地域は、自然景観上でも大きな価値を持ち、自然景観の価値が重視されている。法的規制が及ばない自然公園外の地域であろうとも風車が建設されることは、移動性動物の生息にとって、また自然公園内の自然景観にとって、重大な影響

を受けることになる。風車建設において、このような自然保護地域に隣接することは、生物多様性・自然生態系の保全上、計画段階において回避することが必要である。

（２）鳥類への影響について

第一に、既存風車への衝突事故が頻発しているオジロワシについて、以下の問題点を指摘する。配慮書および方法書段階において明らかにされた営巣地周辺を「除外」とした記述について希少種の保全上、評価できる。しかし、この「除外」については、以下の記述内容に大きな不足があることから、実際に影響の回避・低減が可能になるよう、配慮書への追記およびさらなる検討など計画段階での慎重な事前対策が必要である。

不足の内容１：「営巣地とその周辺を除外した」と記されているが、除外対象の範囲について具体的に示されていない。そのため、建設工事による攪乱や風車稼働後の影響回避策として配慮書で記した「除外」がどの程度有効であるのか検討することができない。配慮書では、営巣地点からの範囲を明確に示すべきである。

不足の内容２：営巣期における風車衝突事故や営巣地と餌場間の飛行経路に対する妨害などの悪影響については、営巣地点からかなり離れた場所でも生ずる可能性がある。たとえば、オジロワシでは風車建設を回避すべき距離の一例として、海外の文献において営巣地から1kmという数値が挙げられている。しかし、これによって繁殖行動への直接的攪乱がある程度回避されたとしても、営巣地点と餌場との飛行経路上など利用頻度の高い場所に風車を建設した場合には、巣から1km以上離れていても衝突事故や飛行経路妨害が発生する可能性がある。また、オジロワシではテリトリー内に複数の営巣代替木を有するつがいが多いことから、除外対象地を設定したときに利用されていた営巣木以外の木を、今後の営巣に使用する可能性がある。したがって、配慮書段階で除外対象とした営巣地であっても、その周辺を建設候補地とする場合はオジロワシの飛行行動や環境利用に十分留意すべきであり、代替木利用の可能性も踏まえた詳細な現地調査を実施した上で影響を評価し、建設地を決定する必要がある。このことについて配慮書に記載すべきである。

第二に、オジロワシだけでなく、他の希少鳥類の繁殖地やガン類やハクチョウ類およびその他の鳥類の主要な渡りルートおよび越冬地や滞留地についても、大きな影響を与える可能性がある。そのことから計画段階において、オジロワシ以外の鳥類の主要な渡りルートおよび越冬地や滞留地についても候補地から除外すべきである。

事業実施想定区域は、ラムサール条約登録湿地だけを見ても、北側で利尻礼文サロベツ国立公園であるサロベツ原野に接し、南側で暑寒別天売焼尻国定公園に属する雨竜沼湿原が隣接することから、オジロワシを含む多数の希少鳥類の生息地や繁殖地、また渡りの中継地へ大きな影響を及ぼす可能性が高いので、極めて慎重な環境影響評価が望まれる。それ故、環境影響評価では、鳥類の渡りルート、越冬地や滞留地などに関する科学的かつ詳細な調査結果に基づいた予測、評価によって、鳥類への影響を回避できる対策について十分説明する必要がある。

（３）植物の生育の状況について

配慮書 3.1-89～3.1-95 頁において、既存の文献や資料により確認された植物種として、天塩町 330 種、遠別町 135 種、初山別村 24 種、羽幌町 500 種、苫前町 649 種、小平町 7

種、増毛町 266 種があること、それに基づいて重要な種 58 種を選定したと記されている。しかし、上記のように、各町村における既存文献等による確認種数には非常に大きな差があり、町村ごとの出現植物の把握に精度の違いが明らかである。したがって、徹底した植物相調査が必要であり、それがまったく不足な配慮書段階における「重要な種の抽出」は、その限りでの評価であることを限定的に述べなければならない。さらに、重要な植物に挙げられた中で、羽幌町のヤブコウジ、増毛町のレブンコザクラ、天塩町のテシオコザクラ、羽幌町のコハマギクとエゾノヨモギギクはとりわけ希少なので、実際に、風力発電所設置予定区域内に存在するのか、既存文献の記述内容を詳細に確認し、不足を補うため現地調査を徹底的に積み重ねて影響を予測、評価すると明言しなければならない。

この配慮書が扱う範囲では、国立公園のサロベツ地域、国定公園の暑寒別岳山塊、道立自然公園の朱鞠内湖付近を除くと、植物相と植生の把握は詳細に行われてこなかった。すなわち基礎となる既存文献が少ないので、既存文献に基づく予測、評価は、慎重に行わなければならない。

他方、3.1-96～3.1-135 頁に多数の現存植生図が示されている。問題点は、配慮書が扱う範囲は、比較的低標高にあるため、二次植生や人為植生に換えられ、自然植生が少ない特徴がある。植生が昆虫や動物などの採食対象、生息空間となって生態系の基盤となるので、地域の生態系と生物多様性の保全のために、自然植生は、計画段階において事業実施想定地域から除外されるべきである。